

須久久神社に参詣した「大中臣清麻呂」

——『神宮雜例集』への覚え書きとして——

市 瀬 雅 之

はじめに

大阪府茨木市宿久庄に奉祭された須久久神社は、『延喜式』巻九「神祇九 神名上」の、「摂津国七十五座」に、

島下郡十七座大五座
小十二座

新屋坐天照御魂神社三座並名神大。月次新嘗。就中夫照御魂神座預相嘗祭。

天石門別神社

須久久神社二座繳藪

阿為神社繳藪

井於神社

走落神社繳藪

佐和良義神社

幣久良神社繳藪

牟礼神社

三島鴨神社

伊射奈岐神社二座並大 月
新嘗溝咋神社綴載太田神社綴載

と記された中の一座に数えられる。⁽¹⁾ 『神宮雜例集』⁽²⁾ には、天平十二年（七四〇）に遷されたとあり、右大臣であった大中臣清麻呂が致仕後に、撰津国島下郡寿久の郷に住まいをもうけて、参詣したとある（以下「当該記事」と呼ぶ）。『神宮雜例集』は、鎌倉時代初期（建仁二年（一一二二）〜承元四年（一一二〇）五月二十二日以前）に成立した、大神宮司の所務を記す司の庁の書であることが知られる。古代から中世にかけての伊勢神宮は、大中臣（中臣）氏が祭主として、神祇官を統括するだけでなく、政務と神郡支配に対しての関与も公認される特権的地位を得ていた。⁽⁴⁾

卷一「第一御鎮坐事付改宮地事」を開くと、

一中臣氏祖神。

正一位勲一等

鹿島神宮。

坐常陸国鹿島郡。

正一位勲一等

香取神宮。

坐下総国香取郡。

正一位勲三等

平岡大神

坐河内国河内郡。

相殿姫神

此神者、件三所明神神殿内三相住給、別無三宮殿。

のよつに、春日大社と同様の祭神を記すことからはじまる。以下に、

元明天皇和銅二年己酉、都在三奈良京之時、近奉三崇三居春日御社也。爾時遷都之由、被三祈三申太神宮。

勅使祭主神祇伯中臣朝臣東人参三神宮也。

聖武天皇天平十二年庚辰四月五日、春日御社奉三遷三寿久山御社。是右大臣大中臣清万呂卿致仕、籠三居撰

津国島下郡寿久郷之間。住家近所奉_レ崇也。

孝謙天皇天平勝宝八年丙申三月十一日。春日御社_ヲ奉_レ祭_ニ鎮於伊勢国度会郡津島崎_ニ也。是宮司從五位下津島朝臣子松所_ニ申請_ニ也。

桓武天皇延暦十六年丁丑八月三日官符。移_ニ立離宮院於度会郡湯田郷_ニ之時。件_ノ社自_ニ津島崎_ニ奉_レ遷_ニ鎮彼院西方_ニ也。于時祭主參議正四位下神祇伯大中臣朝臣諸魚。宮司正六位上中臣朝臣真魚等也。

と、春日御社の奉祭が記されている。当該記事は に該当する。

本稿は、『神宮雜例集』そのものを研究するためのものではない。北大阪の古代史と文学の関係を考える資料として、当該記事を含む 〳 の在り方を確認するところに主な関心を置いている⁽⁵⁾

一、和銅二年の記事について

前掲 によると、元明天皇の和銅二年（七〇九）、平城京近くに春日御社が奉祭された。遷都にあたっては、皇太孫宮への祈願があり、勅使であり祭主であり神祇伯として、中臣東人が伊勢神宮に参向したという。

「春日御社」は、『延喜式』巻九「神祇九 神名上」に見える「大和国二百八十六座」のうち、「添上郡三十七座大九座座小二十八座」に記された「春日祭神四座」（春日大社）を指すのである⁽⁶⁾。

『続日本紀』⁽⁶⁾が記す平城京への遷都は、和銅元（七〇八）年二月十五日、「（前略）方に今、平城の地、四禽図に叶ひ、三山鎮を作り、龜筮並に従ふ。都邑を建つべし。（後略）」との詔に実施される。三月十三日には、正五位上の大伴宿祢手拍が造宮卿に任命され、九月に、

戊子（三十日）、正四位上阿倍朝臣宿奈麻呂、從四位下多治比真人池守を造平城京司長官とす。從五位下中臣朝臣人足・小野朝臣広人。小野朝臣馬養等を次官。從五位下坂上忌寸忍熊を大匠。判官七人、主典四人。と、造平城京司が設置された。十月に入ると、

冬十月庚寅（二日）、宮内卿正四位下犬上王を遣して、幣帛を伊勢太神宮に奉らしむ。以て平城宮を嘗む状を告ぐ。

のように、遷都が伊勢神宮に報告され、十二月五日に至って、「平城宮の地を鎮め祭る」と地鎮祭が行われている。

和銅二年は、十月に、

癸巳（十一日）、勅したまはく、「造平城京司、若し彼の墳隴、発き堀られば、隨即埋み斂めて、露し棄てしむること勿れ。普く祭酌を加へて、幽魂を慰めよ」とのたまふ。

と、平城宮域の墳墓の処置が勅されるに留まる。翌三（七）〇年の三月に至って、「辛酉（十日）、始めて都を平城に遷す。」とある。前掲が、和銅二年に平城京を認める内容とは一年の差異が認められる。

また、和銅二年時に神祇伯であった者を探してみると、『続日本紀』の和銅元年三月十三日条には、「從四位上中臣朝臣意美麻呂を神祇伯とす」とあり、和銅四年（七一）閏六月二十二日条には「中納言正四位上兼神祇伯中臣朝臣意美麿卒しぬ」と記されている。『尊卑分脈』卷第三「藤氏一北家甲」（第一神代上祖諸流元始以下撰家相統孫⁷）では、意美麻呂の第一子が東人に当たると。前掲は、意美麻呂ではなく、東人を神祇伯としているところに特徴が認められる。

東人の経歴は、『続日本紀』に、

和銅四年 七一一 四月七日 正七位上から従五位下

養老二年 七一八 八月十九日 式部少輔

四年 七二〇 正月十一日 従五位上

十月九日 右中弁

神龜元年 七二四 二月六日 正五位下

三年 七二六 正月二十一日 正五位上

天平四年 七三一 十月十七日 兵部大輔

五年 七三三 三月十四日 従四位下

を辿ることができる。⁽⁸⁾ 『政事要略』卷二十四「年中行事九月」（奉幣伊勢太神宮⁽⁹⁾）が引用する「官曹事類」には、養老五年（七二二）九月十一日に、中臣として「従五位上中臣東人」が、伊勢神宮幣帛に奉仕したと記されている。官位的には『続日本紀』の内容と整合する。『尊卑分脈』卷第三「藤氏一北家甲」（第一神代上祖諸流元始以下撰家相統孫）が東人に「従四位下ノ祭主ノ神祇伯」を、「中臣氏系図⁽¹⁰⁾」が「祭主従四位下」や「神祇伯」を記するのは、最高位を示してのことである。東人が従四位下相当の神祇伯に就くためには、天平五年（七三三）を待たねばなるまい。

これに比較して『二所太神宮例文』巻第五「第八祭主次第⁽¹¹⁾」は、「東人^{刑部卿伯} 意美麻呂^{一男。元明天皇}」と記す。前掲はこの内容に近い。

中臣（大中臣）氏にとって春日御社（大社）の建立は、平城京への遷都にあたり、少しでも早い方が望ましい。和銅三年（七二〇）を待たず、二年（七〇九）を記するのはそうした意識の表れであろう。遷都のことを伊勢神宮に

伝えるのは、中臣（大・中臣）氏の役割であるとの自負が、選任する者を「勅使」であることはもちろん、「祭主」であり「神祇伯」とする。

『二所太神宮例文』は、意美麻呂に「天武天皇元年任。在任三十七年」を記している。壬申の乱後の伊勢神宮への対応を思い浮かべても、着任の時期は早すぎるといわねばなるまい。中臣（大・中臣）氏による祭主の継承が自明であると考えられるようになると、和銅年間の祭主に東人の存在を認めざるを得ない状況が生じる。『続日本紀』との年次の差異は、祭主の在任を早い時期に求める『二所太神宮例文』の編集姿勢にあるように思う。前掲は、中臣（大・中臣）氏が伊勢神宮の祭主として主張する歴史を優先する姿勢に基づいて、記されていることを確認しておく。

二一 天平十二年の記事について

前掲は、本稿が当該記事とする内容である。聖武天皇の天平十二年（七四〇）四月五日に、春日御社を寿久山御社に遷したとある。須久久神社の造営を意味する。右大臣であった大・中臣清麻呂が致仕した後に、撰津国島下郡の寿久郷に居を構え、近いので参拝したという。

『続日本紀』は、中臣清麻呂の薨伝を次のように記す。

癸酉（二十八日）、前右大臣正二位大・中臣朝臣清麻呂薨しぬ。曾祖国子は小治田朝の小徳冠なり。父意美麻呂は中納言正四位上なり。清麻呂は天平の末に従五位下を授けられ、神祇大副に補せらる。左中弁・文部大輔・尾張守を歴、宝字中に従四位参議左大弁兼神祇伯に至る。顕要に歴居して勤恪を称へらる。神護元年、仲満

平きて後、勳四等を加へらる。その年十一月、高野天皇、更めて大嘗の事を行ひたまふ。清麻呂、時に神祇伯としてその事に供奉る。天皇、その累に神祇官に任して清く慎みて自ら守ることを嘉して、特に従三位を授けたまふ。景雲二年、中納言を拜し、優詔ありて、姓大中臣と賜ふ。天宗高紹天皇、踐祚したまひて、正三位を授け、大納言兼東宮傳に転ず。宝龜二年、右大臣を拜し従二位を授けられ、尋ぎて正二位を加へらる。清麻呂は数朝に歴事して国の旧老と為り。朝儀国典、諳練する所多し。位に在りて事を視ること、年老いたりと雖も、精勤にして怠るに匪ず。年七十に及びて、表を上りて致仕すれども、優詔ありて許したまはず。今上即位きたまふとき、重ねて骸骨を乞ふ。詔して、これを許したまふ。薨しぬる時、年八十七。

延暦七（七八八）年七月

薨年「八十七」からは、大宝元年（七〇二）年の誕生が推定される。父は、東人と同じ意美麻呂になる。その内容は、『続日本紀』の個別記事に、傍線で対応させた足跡として辿ることができる。

天平十五年（七四三）五月三日 正六位上から従五位下 年齢42

六月三十日 神祇大福

天平十九年（七四七）五月一日 尾張守（神祇大福には中臣益人）

天平勝宝三年（七五一）一月二十五日 従五位上

六年（七五四）四月五日 神祇大福

七月三日 左中弁

天平宝字元年（七五七）五月二十日 正五位下

三年（七五九）六月十六日 正五位上

58 56

53 50 46

六年（七六二） 一月四日 従四位下

八月十一日 文部大輔清麻呂等を中宮院に侍らせて、淳仁天皇の勅旨を傳達さ

せた。

十二月一日 参議

七年（七六三） 一月九日 左大弁

四月十四日 撰津大夫

八年（七六四） 一月七日 従四位上

九月十二日 正四位下

63

『万葉集』は、天平勝宝三年（七五二）のこととして、「十月二十二日に、左大弁紀飯麻呂朝臣の家にして宴する歌三首」と記す一群（19・四五七、四五九）の中に、「右の一首、左中弁中臣朝臣清麻呂伝誦する古き京の時の歌なり。」（19・四五八左注）の記述を見いだすことができる。「左中弁」は、『続日本紀』が記す内容と合致する。

『二所太神宮例文』巻第五「第八祭主次第」は、「天平勝宝元年三月任」を伝えるが、前掲と同様に記されている年次が早い。既述したように、文献内の整合性が優先されているためとみるべきであろう。

『東大寺要録』巻第二「供養章第三」¹³は、天平勝宝四年（七五二）四月の大仏開眼会にあたり、六日の日付で「従五位上中臣朝臣清曆」を、鎮裏京使のひとりであったと記す。

『万葉集』は、天平宝字二年（七五八）の作歌に、「二月に、式部大輔中臣清麻呂朝臣の宅にして宴する歌十五首」（20・四四九六、四五一〇）と、「式部大輔」であったことを記している。

清麻呂は、天平十五年（七四三）に従五位下を得てから、従五位上になる天平勝宝三年（七五二）まで八年を要

61

し、正五位下となる天平宝字元年（七五七）までは、六年を費やしている。しかし、正五位上になる天平宝字三年（七五九）までと、従四位下となる天平宝字六年（七六一）までは三年をあけるに留まり、従四位上への昇叙は、わずか二年を経た天平宝字八年（七六四）に達している。薨伝はその様子を「顕要に歴居して勤恪を称へらる。」と讃える。

『大日本古文書』十五¹⁴「神祇大輔中臣毛人等百七人歴名」は、天平宝字五年（七六一）当時に紫微中台大忠を兼ねていたとする。紫微中台を取り仕切っていた藤原仲麻呂とぶつかることなく過ごしていたことが考えられる。ただし、積極的に組みした様子はなく、『続日本紀』では、天平宝字八年九月十二日に、

丙午、高野天皇勅したまはく。「今聞かく、逆臣惠美仲麻呂、官印を盗み取りて逃げ去りぬ。」ときく。忝くも人臣と為りて飽くまで厚寵を承け、寵極り禍満ちて自ら深刑に陥る。仍て復患民を劫略して僥倖を為さむと欲ふ。若し勇士有りて自ら謀計を能くし、急に剪除を為さば、即ち重く賞すべし。また、北陸道の諸国は太政官の印を承け用ゐるべからず。」とのたまふ。

と、仲麻呂追討の勇士を募る詔に、同年二度目の昇叙を得ている。また、翌天平神護元年（七六五）一月七日には、神霊の加護により惠美押勝の乱が鎮圧されたのを記念する改元に合わせて、乱に働いた者たちを、

（前略）また、詔して曰はく、「天皇が大御命らまと勅りたまふ大御命を、衆聞きたまへと勅る。仕へ奉る人等の中に、其の仕へ奉る状の隨に治め給ふ人も在り。また御軍に仕へ奉れるに依りて治め給ふ人も在り。然るに此のたび賜ふ位冠、常よりは異に在り。かく賜ふ故は、平けき時に奉侍ることは誰しの人か奉侍らずにらむ、如此くつぢやき時に身命を惜まずして貞しく明く淨き心を以て朝廷を護り奉侍る人等をこそは、治め賜ひ哀み賜ふべき物に在れとなも念す。故、是を以て、今ゆく前にも緩ひ怠る事无くして、諸の劣けむ人等

をも教へいざなひ進め、常より益す益す勤め結り奉侍れともなも、冠位上げ給ひ治め給はくと宣りたまふ御命を、諸聞きたまへと宣る。」とのたまふ。

と顕彰した中に勲四等を得ている。¹⁵⁾十月十三日の紀伊国行幸では、後の次第司の長官を果たし、十一月二十三日には、

庚辰、詔して曰はく、神祇伯正四位下中臣朝臣清麻呂、その心名の如くして、清慎に勤勞きて、累に神祇官に奉る。朕、これを見て誠に嘉すること有り。是を以て、従三位を授く」とのたまふ。

と評価され、従三位となる。前年から数えると三回目の昇叙となる。以後も、

神護景雲二年（七六八）二月十八日 中納言兼神祇伯

宝龜 元年（七七〇）十月一日 正三位

二年（七七一） 右大臣、従二位

三年（七七十二） 正二位

71 70 69 67

のように政治の中心を担い、この間にも神護景雲三年（七六九）六月十九日には、

乙卯、詔して曰はく、「神語に大中臣と言へること有り。而して中臣朝臣清麿、両度神祇官に任せられて、供奉失すること無し。是を以て姓を大中臣朝臣と賜ふ」とのたまふ。

と、「大中臣」の姓を得るに至った。薨伝は、年七十の折りに、致仕を願ひ出たが許されなかつたエピソードを披露する。致仕が認められたのは、八十歳であったとするのは、天応元年（七八一）六月二十三日に相当する。

『続日本紀』はその後、延暦七年（七八八）の薨去のみを記している。¹⁶⁾

このように詳述される『続日本紀』の中に、当該記事の内容は認められない。

とはいえ、前掲の記事の在り方に比べると、当該記事は、天平十二年（七四〇）と記すだけでなく、「四月五日」までを記して詳しい。須久久神社も、『延喜式』に見いだすことができる。大中臣清麻呂の経歴についても、致仕後とする点において矛盾はない。

記されていないのは、清麻呂が摂津国島下郡に住むに至る理由や経緯である。

須久久神社が奉祭される周辺に中臣氏の居住があったことは、『新撰姓氏録』第十八巻「摂津国神別」に、

中臣大田連。同じき神の十三世孫、御身宿禰の後なり。

中臣藍連。同じき神の十二世孫、大江臣の後なり。

を見出すことができる。「大田（現在は太田）」から「藍（現在は安威）」へと西に進むと、その先が「須久久神社」を奉祭する「宿久」（現在は「宿久庄」）の地となる。

『日本書紀』の皇極三年（六四四）条が、

三年春正月の乙亥の朔に、中臣鎌子連を以て神祇伯に拜す。再三に固辞びて就らず。疾を称して退でて三島に居り。

と記すように、鎌足が身を潜めるのに選んだ「三島」は、「宿久」を含む広域を指す。

須久久神社を南に下ると、山陽道（西国街道）の存在が留意される。「宿久」を含む島下郡の整備は、『続日本紀』の和銅四年（七一）一月条に、

四年春正月丁未（二日）、始めて都亭の駅を置く。山背国相楽郡には岡田駅、綴喜郡には山本駅、河内国交野郡には楠葉駅、摂津国島上郡には大原駅、島下郡には殖村駅、伊賀国阿閉郡には新家駅。

と、殖村駅の設置が記されている。天平十六年（七四四）、聖武天皇が難波宮から紫香楽宮へ向かう時に使用した

「三島路」は、島下郡の幣久良あたりで山陽道に接合する。
 摂津国島下郡の「宿久」は、大中臣清麻呂が致仕した後に、都の喧騒から離れる地としては、適当な条件を備えていたといえよう。

三、天平勝宝八年の記事について

前掲の記事は、孝謙天皇の天平勝宝八年（七五六）三月十一日に、春日御社が伊勢国度会郡津島崎に奉祭されたことを伝える。これは宮司従五位下津島朝臣子松の申請によって実現したという。建立された春日御社は、離宮院が度会郡湯田郷へ遷された際のことの前掲に記されている。

津島朝臣は、『新撰姓氏録』第十八卷「摂津国神別」に、「津島朝臣。大中臣朝臣と同じき祖。津速魂命の三世孫、天兒屋根命の後なり。」と、大中臣氏と同祖であることが記されている。小松については、『続日本紀』が天平勝宝五年（七五三）二月二十二日条に、

甲午、斎宮の大神司正七位下津島朝臣小松に従五位下を授く。

と記している。記事内容に時間的な無理はない。「大神司」と「宮司」の差異が問題にならないのであれば、内容は一致している。

これに比較して『太神宮諸雑事記』第一は、天平二十年（七四八）のこととして、従五位下津島朝臣小松が宮司に任ぜられていることを記し、『二所太神宮例文』巻第五「第九大宮司次第」が、天平二十年五月九日に任ぜられ、在任が九年であったことを記している。『続日本紀』に比較して、昇叙等の年次が早いのは、前掲と

同様の傾向にある。

四、延暦十六年の記事について

前掲 は、桓武天皇の延暦十六年（七九七）八月三日、官符によつて離宮院を度会郡湯田郷に移動させた時、春日御社も津島崎から離宮院の西方に遷したことを記している。「延喜式」巻九「神祇九 神名上」に見える「伊勢国二百五十三座」のうち「度会郡五十八座大十四座 小三十四座」の中に記された「官舎神社」が比定されている。この時の祭主は参議正四位下神祇伯大中臣朝臣諸魚で、宮司は正六位上中臣朝臣真魚等であつたという。

中臣朝臣真魚については、他に記録が認められない。大中臣朝臣諸魚は、『日本後紀』²¹延暦十六年二月二十一日条に、卒伝が、

丁丑、参議左大弁近衛大将兼神祇伯正四位上大中臣朝臣諸魚卒す。諸魚は、故右大臣正二位清麻呂の第四子なり。宝亀の初に従五位下を授けられ、衛門員外佐と為り、八年真と為り、擢んでられて中衛少将に遷り、下野守を兼ね。正五位上に至り、延暦中に式部大輔に遷り、右京大夫を兼ね、俄かに従四位下を授けられ、参議を拜す。近江守を兼ね。尋いで従四位上を授けられ、神祇伯と為り、近衛大将を兼ね、正四位上を授けらる。卒する時年五十五。諸魚は、性琴歌を好み、他の才能無し。哀制に在りと雖も、輿に乗じて忌を忘る。財貨を貪冒し、産業を営求す。時議此を以て鄙む。

と残されている。卒年「五十五」からは、天平十四（七四二）年の誕生が推定される。父は当該記事に見える清麻呂である。前掲 から、

中臣意美麻呂

東人

(大中臣) 清麻呂 —— (大中臣) 諸魚

の家系を中心に記されている様子がうかがわれる。

諸魚は、『続日本紀』の宝龜七年(七七六)正月七日に、正六位上から従五位下に叙せられた記事を初出とする。同年三月五日には、「員外佐」に任せられたと記すが、卒伝からはそれが「衛門員外佐」であったことを知ることができ、翌八年(七七七)十月十三日に「衛門佐」に任せられてゆく道筋が明らかになる。『続日本紀』は宝龜年間の様子を、

宝龜九年(七七八) 二月四日 兼備前介

年齢 37

十年(七七九) 二月二十三日 兼下野守

38

九月四日 中衛少将(兼下野守)

十一年(七八〇) 九月一日 右衛士佐

39

と記す。卒伝は備前介の兼務を省き、下野守の兼務より中衛少将の兼務を優先して、「擢んでられて中衛少将に遷り」と記す。『公卿補任』²²⁾の延暦九年(七九〇)条はこれらに加えて、宝龜二年(七七七)正月に皇后宮少進であり、同年七月に右兵衛士大尉、六年(七七五)三月に中衛将監であったことを注記している。

延暦年間は『続日本紀』に、

延暦元年(七八二) 閏正月十七日 少納言

41

三年(七八四) 四月二日 兼兵部大輔

43

		六月十日	造長岡宮使	
		十一月二十日	長岡京遷都に際し、松尾・乙訓二神に従五位下を叙す勅使	
四年	(七八五)	正月十五日	兼山背守	
		同二十七日	兼左中弁	
		七月六日兼	左兵衛督	
		十一月二十五日	正五位上	
五年	(七八六)	二月十七日	兼式部大輔	
		四月十九日	兼右京大夫	
六年	(七八七)	五月十九日	従四位下	46
七年	(七八八)	二月六日	兼播磨守	
八年	(七八九)	二月四日	兼近江守	48
		三月十六日	神祇伯	
九年	(七九〇)	二月二十七日	参議	49
十年	(七九一)	八月十四日	伊勢大神宮奉幣使(兼参議神祇伯式部大輔左兵衛督近江守)	50
とあり、『日本後紀』が、				
十一年	(七九二)	四月二十一日	(従四位下)近衛大将	51
		閏十一月四日	母(多治比真人子姉)の死にともない解任	
十三年	(七九四)	一月十七日	伊勢大神宮奉幣使(蝦夷征討の祈願)	

三月十八日

伊勢大神宮奉幣使（参議従四位上守兵部卿兼近衛大將行神祇伯近

江守）

十五年（七九六）七月二十八日 正四位上

十六年（七九七）二月二十一日 卒去（参議左大弁近衛大將兼神祇伯正四位上）

55

を記している。

これらに比較して、『所太神宮例文』巻第五「第八祭主次第」が「延暦五年三月任」と年次を早く記すのは、前掲くと同様の傾向にある。

延暦十一年（七九二）四月二十一日の近衛大將の任命については、『日本後紀』に、

（前略）勅すらく、「近衛・中衛両府の大將、元従四位上の官なり。去んぬる天平神護元年改めて正三位の官と為す。宜しく旧に依りて従四位上の官と為すべし」と。

が併記されている。「旧に依りて」とあっても、従四位上相当であれば、従四位下の諸魚にとっては官位以上の役職に就くことになる。

卒伝はこうした諸魚を、生まれつき琴や歌を好んで、他に才能がなかったと特記する。哀制のもとでも興に乗じて慎むことを忘れ、財貨を貪って營利を優先したので、人々から卑しまれたと酷評している。²³

その理由の一端は、役職の兼務の多さにある。『公卿補任』²³は、延暦八年二月の近江守兼務に加えて、三月に「神祇伯（大輔督守如元）」を伝える。『続日本紀』²³も、延暦十年（七九二）八月十四日に伊勢大神宮へ遣わされた諸魚を「参議神祇伯従四位下兼式部大輔兵衛督近江守大中臣朝臣」と記している。『日本後紀』延暦十一年（七九二）閏十一月四日条には「参議従四位下守近衛大將兼神祇伯行式部大輔近江守」とある。延暦十一年に近衛

大将の官位が変更されたのも、諸魚の兼務と関わりがあるように見えてくる。

また、全文を引用すると、

乙酉、正四位下多治比真人子姉卒す。故右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂の妻、参議従四位下守近衛大将兼神祇伯行式部大輔近江守諸魚の母なり。是より先、諸魚等家牒を進りて云つ、「中臣朝臣神祇伯に任ずる者は、是れ天照大神の神主なり。累世相承け、喪に遭えども解かず」者。勅すらく、「喪紀を躬らせずと雖も神事に供す可からず。宜しく其の服を修せしむべし」と。

の如く、母の死に関わらず神主を辞そうとしなかつた内容が、卒伝に記された「哀制にあつても興に乗じて慎むことを忘れ」との批判を想起させる。

延暦十六年（七九七）正月二十三日に、

庚戌、勅すらく、「参議已上・左右大弁・八省の卿は、委任既に高く、群寮の仰ぐ所なり。而るに介帯の国、遙に公文を附す。茲に因りて諸司に参対するに、事穩便ならず。今より以後、宜しく遙に附すること停むべし」と。

と下された詔に、兼務を重ねていた諸魚も該当する。

諸魚が卒去した翌年になるが、延暦十七年（七九八）正月二十四日条には、

乙巳、勅すらく、「社を掃いて神を敬つは、禍を銷して福を致すなり。今聞く、「神宮司等、一び任ずれば、身を終つるまでとす。侮黷して敬わず、崇咎屢ば臻る」と。宜しく天下の諸国の神宮司・神主・神長等、氏中の清慎なる者を択びて補し、六年に相替つべし」と。始めて神祇官の神封の物を以て伊勢大神宮司の季録に賜つ。

と、一度任命されると終身であった神主等の姿勢に反省が促されている。「清慎なる者を扱ひて補」すことが求められ、任期も六年と定められてゆく。

卒伝の強い批判は、威勢が強かったことへの裏返しともとれそうである。

さて、このように諸魚の足跡を辿りながら、前掲に目を向けると、卒伝のような批判は、微塵もつかがわれない。祭主としては、受け入れられない内容であろう。

注意しておきたいのは、前掲が延暦十六年八月三日の日付で記されているところである。「日本後紀」が伝えるままなら、諸魚はすでに卒去している。「所太神宮例文」巻第五「祭主次第」も「延暦十六年二月二十一日薨」を記している。

誤りと見ることはたやすいが、前掲以降の記事は、基本的に『続日本紀』や『日本後紀』の内容と大きな矛盾をきたすことなく記されていた。当該がこのように記すことにも、それなりの理由が考えられるのではあるまいか。留意しておきたいのは、諸魚が延暦十一年（七九二）閏十一月四日条に「中臣朝臣神祇伯に任ずる者は、是れ天照大神の神主なり。累世相承け喪に遭えども解かず」と主張していることである。「喪に遭えども解かず」というのは、喪の主が祭主当人であっても、交代があるまでは、その任が解かれなかったと考えられはしないだろうか。それが伊勢神宮における祭主の基本的な考え方であったとすれば、祭主の死そのものは問題にならない。卒去後も、諸魚の名を用い記すことになる。

おわりに

『神宮雜例集』巻一「第一御鎮坐事」に記された、前掲の「の」記事の中で、『続日本紀』或いは『日本後紀』と、内容をもっとも隔てていたのは、の「記事」であった。和銅二年に中臣東人を神祇伯として伊勢神宮へ派遣することは、『続日本紀』が記す経歴では無理がある。当時の神祇伯が父意美麻呂であったことを考えると、意美麻呂の派遣を記すのが穩当である。それをしていないのは、中臣（大中臣）氏が伊勢神宮の祭主であることを自明とする歴史が、東人の早い在任を必要としていたためであった。前掲はその内容を反映している。

前掲の当該記事は、前掲に比べると、日付が詳細になり、須久久神社も『延喜式』に確認することができ、清麻呂についても、『続日本紀』が記す内容と矛盾はない。当該の記事が『続日本紀』に採録されていないのは、中臣或いは大中臣氏に限られた話題であるところが大きからう。『続日本紀』に記されていないというだけでは、史実の検討から外す理由にはならない。

致仕後の清麻呂が須久久神社の近くに居を構えた理由については、早く中臣鎌足が三島に身を寄せた歴史にはじまる。須久久神社を含む島下郡には、中臣氏の居住が認められる。山陽道の整備が進む中で、都の喧噪からしばらく離れるには適当な地であった。

前掲についても、伊勢国度会郡津島崎に春日御社を建立したという津島朝臣子松の経歴は、『続日本紀』が記すそれと矛盾しない。

前掲についても、離宮院の移動にともなって、春日御社がその西方に遷された内容を、史実から外さねばな

らない理由は見当たらない。伊勢神宮の祭主として、大中臣朝臣諸魚を捉えることも可能である。

ただ、『日本後紀』が記す諸魚の評価は低い。理由の一つに、母が死去の際にも祭主を離れようとしなかったことへの批判を挙げることができる。祭主であった大中臣氏側からすれば、到底容認することのできない内容である。むしろ、「中臣朝臣神祇伯に任ずる者は、是れ天照大神の神主なり。累世相承け喪に遭えども解かず」との主張こそが、伊勢神宮の祭主としては、堅持すべき内容であった。それは祭主の死にあっても、正式な交代があるまでは、諸魚を祭主として記し続けるところに意志が認められる。

前掲 〳 は、伊勢神宮の祭主として大きな力を振るった中臣及び大中臣氏の主張する歴史を強く反映している。特に 〳 は、神宮の位置する伊勢国のできごとの中に主張が展開されていた。これらに比較すると の当該記事は、摂津国のできごとが取り上げられた意味や、致仕後の清麻呂を話題にするところに理由が求められる。説話としての理解を展開する前に、試みとして古代史の中に読み解いてみた次第である。

注

- (1) もう一座は、大阪府茨木市清水の「春日神社」が比定されている。
- (2) 『神宮雜例集』は、『群書類従』第一輯「神祇部」続群書類従完成会一九三三年十月所収による。
- (3) 「須久」も「寿久」も、『和名類聚抄』が「宿久」と記すのに同じ。
- (4) 棚橋光男「中世伊勢神宮領の形成」『中世成立期の法と国家』塙書房刊 一九八三年一月。勝山清次「伊勢神宮における祭主支配の成立と展開 伊勢神宮の中世の変容」『中世伊勢神宮成立史の研究』塙書房刊 二〇〇九年六月。
- (5) これまでに北大阪の古代史と文学の在り方を検討した成果は、拙著『北大阪に眠る古代天皇と貴族たち』(梅花学園生涯学習センター刊二〇一〇年三月二二日)に整理し、その後も拙稿「中臣の里」『茨木 古代史と文学の研究から観光の

提案まで」(二〇一一年三月二〇日 梅花女子大学『文化表現学部紀要』七)を發表している。

(6) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注 新日本古典文学大系『続日本紀』一〜五(岩波書店 一九八九年三月) 一九九八年二月)をテキストに用いている。

(7) 『尊卑分脉』は、黒板勝美・国史大系編修会編 新訂増補国史大系第一篇(吉川弘文館 一九五七年五月)による。

(8) 『万葉集』では、阿倍女郎と次のような相聞歌を残している。

中臣朝臣東人、阿倍女郎に贈る歌一首

ひとり寝て絶えにし紐をゆゆしみとせむすべ知らに音のみしそ泣く

獨宿而 絶西紐緒 忌見跡 世武為便不知 哭耳之曾泣

(4・五一五)

阿倍女郎が答ふる歌一首

我が持てる三つあひに搓れる糸もちて付けてましもの今そ悔しき

吾以在 三相二搓流 糸用而 附手益物 今曾悔寸

(4・五一六)

(9) 『政事要略』は、黒板勝美・国史大系編修会編 新訂増補国史大系第二十八卷(吉川弘文館 一九六四年九月)所収に
よ。

(10) 『中臣氏系図』は、『群書類従』卷六十二 第五輯「系譜・伝・官職部」(統群書類従完成会 一九三三年十月)所収による。

(11) 『二所太神宮例文』は、『群書類従』第一輯「神祇部」(統群書類従完成会 一九三二年十月)所収による。

(12) 小島憲之・木下正俊・東野治之校注・訳 新編日本古典文学全集『万葉集』四 小学館 一九九六年六月。

(13) 『東大寺要録』卷第二「供養章第三」(『続々群書類従』第十一 国書刊行会 一九〇七年二月所収)は、『従五位上中臣

朝臣清磨』と記す。

(14) 『大日本古文书』卷之十五(追加九) 東京帝国大学 一九二二年三月。

(15) 勲五等を得た紀船守の葬伝(『日本後紀』延暦十一年四月二日)には、惠美押勝の乱での働きが、

夏四月丙戌、大納言紀船守薨す。天平宝字年中、起家して授刀に任せらる。八年九月大師押勝謀反す。高野天皇使を遣して中院の鈴印を收めしむ。押勝之を聞き、其の子訓備麻呂等をして之を奪わしむ。天皇使を遣して之を射殺せしめんとす。時に授刀従七位下船守をして之を射殺せしむ。此の功に依りて従五位下勳五等を授けらる。天皇甚だ哀悼す。事を視ざること三日なり。詔して、正二位右大臣を贈る。と詳述されている。

(16) 新日本古典文学大系『続日本紀』二補注15 一三は、「平城右京二条の邸で死去」と記している。

(17) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第四 吉川弘文館 一九八二年一月。

(18) 下津嶋朝臣小松のその後は、『続日本紀』の宝龜六年(七七五)正月十九日条に、「无位下津嶋朝臣小松を本意従五位下に復す」とある。「无位」とあることを新日本古典文学大系は、同下注に「押勝の乱に坐していたか」と記している。

(19) 田阪 仁著「齋宮大神司」をめぐる覚書『齋宮歴史博物館研究紀要』一 齋宮歴史博物館 一九九二年三月。

(20) 『大神宮諸雜事記』は、『群書類從』第一輯「神祇部」『続群書類從完成会』一九三三年十月所収による。

(21) 黒板伸夫・森田悌編『訳注日本資料 日本後紀』集英社 二〇〇三年十一月一月。

(22) 『公卿補任』は、黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系第五十三巻』吉川弘文館 一九六四年七月所収による。

(23) 大江 篤著『日本古代の神と靈』(臨川書店 二〇〇七年三月)は、『本朝高僧伝要文抄』卷三『延暦僧録』第五「班爵居士伝」(従四位下式部大輔)が、諸魚に好意的意的内容を記す理由として、『続日本紀』延暦十一年六月十日に、

癸巳、皇太子久しく病む。之を下つに崇道天皇の崇を為す。諸陵頭調使王等を淡路国に遣して其の靈に謝し奉らしむ。

とある記事を、「南都の意向を含みながら、早良親王の『崇』を現出させた」と読み解く。